



紙類をはじめ、リサイクルできるものの分別義務など、
ごみ半減をめざす

「しまつのこころ条例」が

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

平成27年10月からスタート!

京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、ピーク時から4割以上を削減。ありがとうございます。

1 分別の義務化

- 次のリサイクルできるごみなどについては、必ず分別して出してください。

定期収集している資源物

- 缶、びん、ペットボトル
- プラスチック製の「容器」と「包装」
- 小型金属類、スプレー缶

リサイクルできる紙類

- 新聞、ダンボール
- チラシ・雑誌などの雑がみ
- 紙パック

大型ごみ

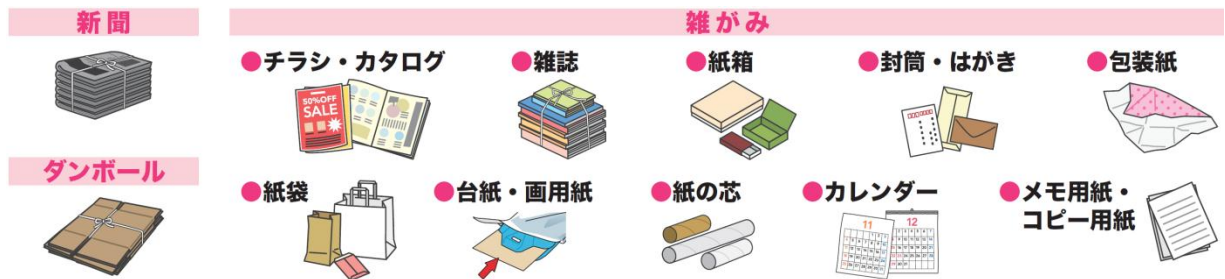
- 家具など

① 紙類 ⇒ 分別してリサイクル



種類別に、紙袋に入れるなどして、次の方法で出してください

- 紙類の例



- 紙類の回収の仕組み

- 地域のコミュニティ回収にお出してください。
- 古紙回収業者の方にお出してください。

雑がみについて、①②の出し方が難しい場合は…

- 小型金属類・スプレー缶の定点収集日と同じ日時(月1回)・同じ場所にお出してください。

- 資源物回収マップ [検索](#) で持込み先を探すこともできます。

② プラスチック製の「容器」と「包装」 ⇒ 資源ごみ用の袋で分別・リサイクル

- このマークが目印！



「プラマーク」がついたプラスチック製の「容器」と「包装」は、透明の京都市家庭ごみ収集用指定袋「資源ごみ用」に入れてください。

- プラスチック製「容器」「包装」の例



2 ごみを出さないライフスタイル



- 環境に最も良いことは、そもそもごみを出さないことです。
ごみになるものを作らない・買わない「**リデュース（発生抑制）**」
再使用する「**リユース（再使用）**」の**2Rの取組**にご協力をお願いします。

- ◎ 実施義務：必ず取り組んでください。
- 努力義務：可能なかぎり取組に努めてください。

- 主な取組の例

分野	市民の皆様	事業者の皆様
ものづくり	○ 充電電池やLED等の環境にやさしい製品の使用	製造者の皆様は… ◎ 充電電池やLED等の環境にやさしい製品のPR（本市の啓発活動への協力）
食	○ 食べ残しをしない食事の実践	飲食業者の皆様は… ◎ 食べ残しをしない食事のPR
ごみになるものが少ないお買い物	○ ごみになるものが少ない製品の購入 ○ レジ袋をもらわない	小売業者の皆様は… ◎ 購入者へごみになるものが少ない製品の購入をPR ◎ 購入者へレジ袋の要否や必要最小限の枚数を確認
ごみになるものが少ないイベント	○ イベント参加時のごみの分別排出	イベント主催者の皆様は… ◎ ごみを分別して排出できる環境の整備
観光等	観光客の皆様は… ○ 宿泊施設でのごみの分別排出	ホテル・旅館業者の皆様は… ◎ 宿泊者がごみを分別して排出できる環境の整備等
大学・共同住宅等	◎ ごみの分別排出	大学の皆様は… ◎ 学生への分別ルール等の啓発 共同住宅管理者等の皆様は… ◎ 居住者への分別ルール等の啓発

詳しい内容については、市民しんぶん 6月1日号（全市版）、6月15日号（区版）をご覧ください。

この印刷物は、十分お読みいただいた後は、コミュニティ回収や古紙回収などにお出してください。



京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階
TEL:075-213-4930 FAX:075-213-0453 平成27年6月発行 京都市印刷物第274225号
ごみの出し方に関する詳しいお問合せは、まち美化推進課（TEL:075-213-4960）
またはお近くのまち美化事務所・エコまちステーションへ